

告示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第三十一条第一項の規定により、埼玉県指定天然記念物として次のとおり指定する。

令和二年二月二十一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

種類	名称	所在地	所有者
天然記念物	龍ヶ谷の障子岩（断層鏡肌）	埼玉県入間郡越生町大字龍ヶ谷字障子岩千五十三番地一の一部、千五十三番地四の一部、千五十五番地一の一部、千五十五番地三の一部（別図のとおり）	吉田尚男、八木原啓介

